電気料金メニュー約款

【ワタミエナジーのでんき従量電灯 A】

四国電力エリア

２０２６年１１月１日　更新

ワタミエナジー株式会社

目　　次

１　実施期日 …… 1
２　定　　義 …… 1
３　適用条件 …… 2
４　供給電気方式，供給電圧および周波数 …… 2
５　最大需要容量 …… 2
６　電気料金 …… 3
７　適用期間 …… 3
８　本料金約款の変更および廃止 …… 4
別　　表
１　燃料費調整 …… 5

電気料金メニュー【ワタミエナジーのでんき従量電灯Ａ　四国電力エリア】(以下，「本料金メニュー」といいます。）の約款（以下，「本料金約款」といいます。）は，当社のでんき需給約款（以下，「でんき需給約款」といいます。）にもとづき，電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお，本料金約款に定める最低料金，電力量料金の金額は，すべて消費税等相当額を含みます。

１　実施期日

本料金約款は，２０２６年１１月の料金に係る計量期間等（でんき需給約款２１（料金の算定期間）に定める当月の計量期間または検針期間をいいます。）の始期より適用します。

２　定　　義

次の言葉は，本料金約款において，それぞれ次の言葉で使用します。

なお，でんき需給約款に定義される言葉は，本料金約款においても同様の意味で使用します。

３　適用条件

本料金メニューは，電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし，次のいずれにも該当するものに適用します。

（１）使用する最大容量（以下，「最大需要容量」といいます。）が６キロボルトアンペア未満であること

（２）１需要場所において，低圧電力とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が５０キロワット未満であること

ただし，１需要場所において，低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（１）に該当し，かつ，（２）の最大需要容量と契約電力との合計が５０キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

４　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものとします。

５　最大需要容量

最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

６　電気料金

電気料金は，基本料金，電力量料金，別表１により算定される燃料費調整額，およびでんき需給約款別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

【最低料金】

１契約につき最初の１５キロワット時まで	953.13 円

【電力量料金】

１２０キロワット時までの１キロワット時につき	31.38 円
１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	37.97 円
３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	41.40 円

７　適用期間

（１）本料金メニューの適用開始日は，でんき需給約款６（需給契約の申込み）に定める需給契約の申込みの場合は，でんき需給約款１０（供給の開始）（１）に定める需給開始日とし，でんき需給約款３７（需給契約の変更）に定める需給契約の変更の場合は，当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量期間等の始期とします。

（２）本料金メニューの適用期間は，（１）に定める適用開始日から１年目の日の属する月の電気の計量期間等の終期の前日（以下，「満了日」といいます。）までとします。

（３）満了日までに，でんき需給約款３７（需給契約の変更）にもとづき，本料金メニューの変更の申込みがない場合は，満了日の翌日からその１年目の日が属する月の電気の計量期間等の終期の前日まで継続され，以後これにならうものとします。

８　本料金約款の変更および廃止

（１）当社は，本料金約款を変更する場合は，でんき需給約款４（本約款等の変更）に準じます。

（２）当社は，本料金約款を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ一定期間，廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

（３）本料金約款の廃止にともない，当社がお客さまに対し，供給条件の説明，契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は，でんき需給約款４（本約款等の変更）（２）および（３）に準じます。

別　　表

１　燃料費調整

各月における燃料費調整単価は，当該供給エリアを管轄するみなし小売電気事業者が定める低圧自由料金プランに適用される燃料費調整単価と同額とします。

なお，各月における燃料費調整額は，その１か月の使用電力量に当該燃料費調整単価を乗じて算定します。